

大分類（3）「議会と執行機関の関係」に関する検討項目の協議内容

●中分類①本会議の形式

会派等提出の検討項目・内容	協 議 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議運営</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議案説明の場の設置について 現状は、本会議での提案理由説明は簡潔に行っている。また、予算研究会や議案説明を行っているが新たな説明の場は必要か。</li> <li>2 委員長報告及び委員長報告に対する質疑について 現状は、委員会の審査は各会派が意見表明の後、その結果を報告書として本会議で配付している。予算・決算特別委員会は報告書の配付とともに委員長口頭報告を行っているが、すべての委員会で委員長口頭報告を実施するか。また、それに対する質疑を実施するか。</li> <li>3 大型モニターの設置について 審議の都合上（一問一答方式の導入など）必要か。</li> <li>4 その他（委員会協議に基づくもの）</li> </ol>

●中分類②質疑・質問

会派等提出の検討項目・内容	協 議 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答弁者による趣旨確認</li> <li>・ 反問権の付与</li> <li>・ 一問一答</li> <li>・ 質疑・質問日数及び発言持時間</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 答弁者から質問者に対する質疑・質問の趣旨確認の導入、または市長等の反問権の付与 現状では実施していない、質問の趣旨確認や反問権を認めるか。</li> <li>2 質疑・質問の形態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括方式</li> <li>・ 分割方式</li> <li>・ 一問一答方式</li> </ul> 現状では、一括方式を採用しているが、審議上、質問者が質問形態を選択する「選択制」とするか。</li> <li>3 質疑・質問の形態に即した議場の改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 演壇</li> <li>・ 対面式演壇</li> <li>・ 自席発言</li> </ul> 質問形態により、どこまで議場の改修が必要か。</li> <li>4 質疑、一般質問の日数について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑の日数</li> <li>・ 一般質問の日数</li> </ul> 質疑、一般質問の日数を拡大するか。</li> <li>5 発言持ち時間 本会議における発言時間は、本会議1日当たりの会派持時間制により実施しているが、見直すことは必要か。</li> <li>6 その他（委員会協議に基づくもの）</li> </ol>

## 「(4)議会の組織・権限・審議」の検討項目に関する他都市議会基本条例の規定

No. 1

基本的な論点 中分類	論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	議会基本条例での主な規定内容
① 組織	会派	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員は議会活動を行うため、会派を結成することができる。</li> <li>・会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</li> <li>・会派は、県政に関する県民意思の把握に努めるものとする。</li> <li>・会派は、県議会内の自律的な団体として、議会活動の一翼を担い、議員の活動を支援し、及び会派の会議を主催するほか、調査研究、政策立案、予算要望、広報活動等の実施主体となることができる。</li> <li>・会派は、積極的に研修等を行い、所属議員の議会活動に必要な見識を高めるよう努めるものとする。</li> </ul>
	補助体制	<p>(検討会等の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにしたうえで、議決により議員で構成する検討会等を設置することができる。</li> </ul> <p>(調査機関の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</li> <li>・議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。</li> </ul> <p>(附属機関の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。</li> </ul> <p>(議会事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。</li> <li>・議会は、専門的な知識経験を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。</li> </ul> <p>(議会図書室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。</li> </ul>
	委員会構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。</li> <li>・特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。</li> </ul>
	協議又は調整を行う場	<p>(議員間討議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前条において設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。</li> <li>・県議会は、議会活動の透明性を確保するとともに、会議等の設置目的を達成するため、議員間討議等の方法により、活発な議論が行われるよう適切な運営を行うものとする。</li> <li>・議会は、委員会における議員相互間の討議を積極的に推進することにより、論点及び争点を明確にして合意形成の方向性を見出す等、合議制の機関として期待される機能の発揮を図るものとする。</li> </ul>
	議員連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員は、議員連盟を結成することができる。</li> <li>・議員連盟は、調査研究等の活動を効率的に行うとともに、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。</li> </ul>

基本的な論点 中分類	論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	議会基本条例での主な規定内容
② 権限	議会の権限	<p>(議決事件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。「地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定又は変更」「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針のうち特に重要なものの策定又は変更」「姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの」</li> <li>・議会は、市民の負託にこたえる市政運営を実現し、市民福祉の向上と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討するものとする。</li> <li>・議会は、その役割を適切に果たしていくため、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項として別に定める。</li> </ul>
	議員提案の仕組み	<p>(予算等に対する議会の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて、市長と協議する。</li> </ul>
③ 審議	会期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会の回数は、別に条例の定めるところによる。</li> <li>・議会は、県政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう会期を定めるものとする。</li> </ul>
	請願・陳情審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、請願を県民等による政策提案としてとらえ、その審査のために必要があると認めるときは、紹介議員又は請願者に対して説明を求めるなどして、適切に処理するものとする。</li> <li>・議会は、採択した請願で知事等において措置することが適当と認めるものについては、知事等に送付し、並びにその処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。</li> </ul>
	予算議案の審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画（市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいう。）等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。</li> <li>・市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。</li> <li>・市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。</li> </ul>

## 他都市の議会組織（本会議・委員会を除く）の状況

### 1 協議又は調整の場の設置（政令市）

地方自治法第100条第12項

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

○は会議規則で設置

	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	京都市	広島市	熊本市
全員協議会	○	○		○		○	○
全員説明会	○						
議案説明会				○			
各会派代表者会議						○	
委員長会議	○(副含)			○(副含)		○(副含)	
議員総会	○						
各会派連絡（世話人）会			○			○	
図書室運営委員会			○				
広報委員会			○			○	
議会改革推進会議			○		○	○	
政策条例検討会							○
予・決算委員会 理事会							○

### 2 専門的知見の活用

地方自治法第100条の2

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

#### (1) 政令市の状況

専門的知見の活用例がある政令市はない。

なお、議会基本条例を制定している8政令市のうち、7政令市において専門的知見を積極的に活用していくことを定めている。（川崎市、さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市、北九州市、神戸市）（静岡市・・・規定なし）

#### (2) その他

埼玉県所沢市：都市計画道路網の現状と今後の課題・・・東京都市大学岩崎征人名誉教授  
議会基本条例制定以後の評価に関する調査・・・法政大学廣瀬克哉教授  
奈良県香芝市：政治倫理について（議員倫理特別委員会）・・・摂南大学金谷重樹教授  
岐阜県高山市、岡山県井原市、山口県山陽小野田市などでの議会基本条例策定に係る専門的知見の活用などがある。

## 法制部門の人材確保などの他都市の取り組み状況について

都 市 名	取り組み状況
横須賀市	市長部局の法制担当職員を議会局職員として併任している（議会側の法制関係の相談を受ける相談役的な立場）。
流山市	市長部局において法曹資格を有する人材（弁護士）を特定任期付職員として雇用しており、同職員を議会事務局職員として併任している（議会側の法律関係の相談を受ける相談役的な立場）。
福岡市	衆議院法制局に1名派遣している。（※）

※11月9日開催の委員会資料に記載したとおり、三重県においても職員を2年間派遣している。

## 出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（概要）

	三 重 県	京 都 府
条 例 名	県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例	京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例
施 行 日	平成14年10月1日	平成20年4月1日
条 数	14条	8条
規 定 項 目	目的	目的
	定義	定義
	役割分担と協働	出資法人との協働
	事業	経営評価の実施
	情報公開	議会への報告等
	役員	知事等への意見
	財務運営	自律的運営等への配慮
	県の委託業務等	委任
	評価	
	法人形態の転換	
	出資割合等の見直し	
	自律的運営等への配慮	
	教育委員会等所管主要出資法人の特例	
	出資（議会の議決を規定）	
委任		

## 政令指定都市における常任・特別委員会の担当者について

※予・決算特別委員会を除く

## 1 常任委員会と特別委員会で担当者を分けている都市

都市名	常任委員会数	特別委員会数	備 考
浜松市	5	4	特別委員会は議事調査課調査広報グループが担当
大阪市	6	3	特別委員会は政策調査担当が担当

## 2 常任委員会と特別委員会で担当者を一部分けている都市

都市名	常任委員会数	特別委員会数	備 考
千葉市	5	3	委員会担当を「議会事務局全体の管理職及び職員」や、「議事課と調査課の管理職及び職員」等の体制としていることから、一部職員は常任委員会又は特別委員会いずれかの1委員会だけを担当
新潟市	4	5	
神戸市	6	2	
岡山市	6	4	
熊本市	6	5	

## 3 常任委員会と特別委員会で担当者が同じ都市（横浜市と同様）

都市名	常任委員会数	特別委員会数
札幌市	6	3
仙台市	5	5
さいたま市	6	7
相模原市	5	5
静岡市	6	5
名古屋市	6	6
堺市	6	4
広島市	6	3
福岡市	5	3

## 4 特別委員会を設置していない都市

川崎市、京都市、北九州市

全員協議会の開催状況・協議事項等について（平成11年4月30日以降）

開催年月日	議 題	決定後の計画名	計画の位置づけ
平成22年11月18日	横浜市中期4か年計画の原案について	横浜市中期4か年計画 2010～2013	中期計画
平成18年11月28日	横浜市中期計画の原案について	横浜市中期計画 平成18年度～平成22年度	中期計画
平成14年11月29日	中期政策プラン原案について	中期政策プラン	中期計画
平成13年11月5日	ゆめはま2010プラン5か年計画 (2002～2006)素案について	ゆめはま2010プラン5か 年計画(2002～2006)	中期計画
平成13年11月20日			



# 「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例」を根拠に提案された議案一覧

昭和28年 市第89号議案 地方自治法第九十六条第二項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例中改正の件(昭和28年7月30日)

## ○提案理由

多年度にわたって経費の支出を要する重要事業の計画決定については、市会の議決を得たいのでこの案を提出する。

## ○提案説明(船引守一助役)

次の市第八十九号議案は、地方自治法第九十六条第二項の規定によりまして、議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正案でありまして、後ほど御審議をお願いすることになっております横浜市第二期下水道建設計画のように、長期にわたりまして、相当の経費の支出を伴う重要な事業の計画決定を市会の議決事項とするのが適当と考えられますので、本案を提出した次第であります。

当初議決日	議案名	事業施行期間、事業年度等	事業費、工事費等(円)	当初議決年度本市一般会計当初予算(円)
昭和28年 7月30日	市第91号議案 横浜市第二期下水道建設計画設定の件	昭和28～47年度 (20箇年)	52億5千万	74億5千万
昭和30年 3月29日	水第2号議案 横浜市水道第五回拡張計画決定の件	昭和30～35年度 (6箇年)	18億3千万	78億3千万
昭和30年 3月29日	市第14号議案 横浜市大黒町地先埋立事業計画決定の件	昭和30～35年度 (6箇年)	13億	78億3千万
昭和31年 3月28日	市第45号議案 鶴見区矢向地区下水道建設計画の決定	昭和30～39年度 (10箇年)	6億7千万	86億8千万
昭和31年 10月25日	水第10号議案 横浜市工業用水道建設計画の決定	昭和32～34年度 (3箇年)	13億	86億8千万
昭和31年 12月21日	市第147号議案 市庁舎建設事業計画の決定	昭和31～34年度 (4箇年)	13億9千万	86億8千万
昭和31年 12月21日	市第148号議案 横浜市根岸湾海面埋立第一期事業計画の決定	昭和31～35年度 (5箇年)	29億9千万	86億8千万
昭和32年 7月5日	市第96号議案 鶴見区末吉豊岡地区下水道建設計画の決定	昭和32～41年度 (10箇年)	7千万	99億
昭和35年 3月29日	水第20号議案 横浜市水道事業馬入川取水計画の決定	昭和36～42年度 (7箇年)	総額146億1千万 (横須賀市と共同)	146億1千万
昭和36年 3月29日	水第16号議案 城山ダム等共同施設建設計画の決定	昭和36～40年度 (5箇年)	36億7千万 (総額117億2千万 神奈川県、川崎市及び横須賀市と共同)	168億8千万
昭和38年 3月22日	市第167号議案 横浜市本牧ふ頭関連産業用地造成事業計画の決定	昭和38～43年度 (6箇年)	203億5千万	347億8千万
昭和39年 3月6日	水第25号議案 横浜市水道配水施設整備事業計画の決定	昭和38～45年度 (8箇年)	116億1千万	398億3千万
昭和40年 3月29日	水第13号議案 横浜市水道第7回拡張計画の決定	昭和40～45年度 (6箇年)	154億5千万	430億8千万
昭和44年 3月29日	水第7号議案 相模川高度利用事業に係る共同施設建設計画の決定	昭和44～46年度 (3箇年)	19億3千万 (総額 40億 神奈川県及び横須賀市と共同)	715億8千万
昭和45年 12月7日	水第3号議案 横浜市水道第8回拡張工事計画の決定	昭和46～54年度 (9箇年)	580億	907億3千万

※表中下線部は、変更後のものです。

横浜市基本構想、総合計画、中期4か年計画等の変遷と議決について

●「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例」を根拠に議決した例はない

議決あり(※)

議決なし

※地方自治法第2条第4項に基づく議決

★＝市会議員等により構成された「横浜国際港都建設審議会」の答申をもとに策定

市長		
S30	1955	平沼亮三 (S26.4～)
S31	1956	
S32	1957	
S33	1958	半井清 (S34.4～)
S34	1959	
S35	1960	
S36	1961	飛鳥田一雄 (S38.4～)
S37	1962	
S38	1963	
S39	1964	
S40	1965	
S41	1966	
S42	1967	
S43	1968	
S44	1969	
S45	1970	
S46	1971	細郷道一 (S53.4～)
S47	1972	
S48	1973	
S49	1974	
S50	1975	
S51	1976	
S52	1977	
S53	1978	
S54	1979	
S55	1980	
S56	1981	高秀秀信 (H2.4～)
S57	1982	
S58	1983	
S59	1984	
S60	1985	
S61	1986	
S62	1987	
S63	1988	
H1	1989	
H2	1990	
H3	1991	中田宏 (H14.4～)
H4	1992	
H5	1993	
H6	1994	
H7	1995	
H8	1996	
H9	1997	
H10	1998	
H11	1999	
H12	2000	
H13	2001	
H14	2002	
H15	2003	林文子 (H21.8～)
H16	2004	
H17	2005	
H18	2006	
H19	2007	
H20	2008	
H21	2009	
H22	2010	
H23	2011	
H24	2012	
H25	2013	

横浜国際港都建設総合基幹計画 ★  
(1957～1990)

横浜国際港都建設総合計画 ★  
(1965～1975)

中期計画  
(1969～1973)

横浜市総合計画・1985 ★  
(1973～1985)

5か年指標  
(1973～1977)

新5か年指標  
(1977～1981)

横浜市総合計画  
よこはま21世紀プラン  
基本計画 ★  
(1981～2000)

実施計画  
(1981～1985)

第2次実施計画  
(1985～1989)

第3次実施計画  
(1990～1994)

横浜市総合計画  
ゆめはま2010プラン  
長期ビジョン  
基本計画 ★  
(1994～2010)

5か年計画  
(1994～1998)

5か年計画  
(1997～2001)

中期政策プラン  
(2002～2006)

中期計画  
(2006～2010)

中期4か年計画  
(2010～2013)

横浜市基本構想  
(1973(S48)～  
2005(H17))

S48.6.1議決

※市会議員等により構成された「横浜市基本都市計画審議会」(当時)の答申をもとに策定

横浜市基本構想  
(長期ビジョン) ★  
(2006(H18)～  
概ね2025(H37))

H18.6.23議決

(注) 基本構想については、平成22年の地方自治法の改正によって議会の議決が廃止された

地方自治法第2条第4項(改正前)

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」